第二部

第 8 期朝霞市障害福祉計画・
第 4 期朝霞市障害児福祉計画

第１章　基本的な考え方

第 8 期朝霞市障害福祉計画・第 4 期朝霞市障害児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和 8 年こども家庭庁・厚生労働省告示第四号、令和 9（2027）年 4 月 1 日より適用）における、以下の基本的な考え方を踏まえ策定しました。

1　障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

2　市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって十八歳以上のもの並びに障害児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図る。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組により、障害福祉サービスの活用が促されるようにする。

また、各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者等や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

3　入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、医療的ケアが必要な者や強度行動障害の状態にある者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等を整備する必要がある。その際、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能を更に強化する必要がある。

こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

また、地域の支援体制を構築する上では、強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する児者、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者、発達障害児者、盲重複障害児者、ろう重複障害児者など、様々な障害特性に応じた支援体制の構築が重要である。そうした地域のきめ細かいニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等を図ることが必要である。

こうした体制を構築する上では、地域のニーズに応じて提供体制や支援体制を構築していくことが重要であり、例えば、中山間・人口減少地域においては、共生型サービスや基

準該当障害福祉サービス、多機能型、従たる事業所等の現行制度の活用等も図りつつ、サービス提供体制を維持・確保していくことが重要である。

4　地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障害者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化・複合化している中で、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、地域の実情に応じた包括的な支援体制の整備や推進に取り組む。その際、市町村は地域福祉計画や同法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、より一層の体制整備を進める。例えば、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討することなどが考えられる。

㈠ 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
㈡ ㈠の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
㈢ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5　障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の意見の尊重及び最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包容（以下「インクルージョン」という。）を推進

する。
　加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。
　こうしたサービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障害者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域ごとの整備の在り方を障害福祉計画等に位置付け、計画的に推進する。

6　障害者の社会参加を支える取組定着

　障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。
　特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
　また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する。
　さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、手話に関する施策の推進に関する法律等を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図る。

障害のある人・障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。

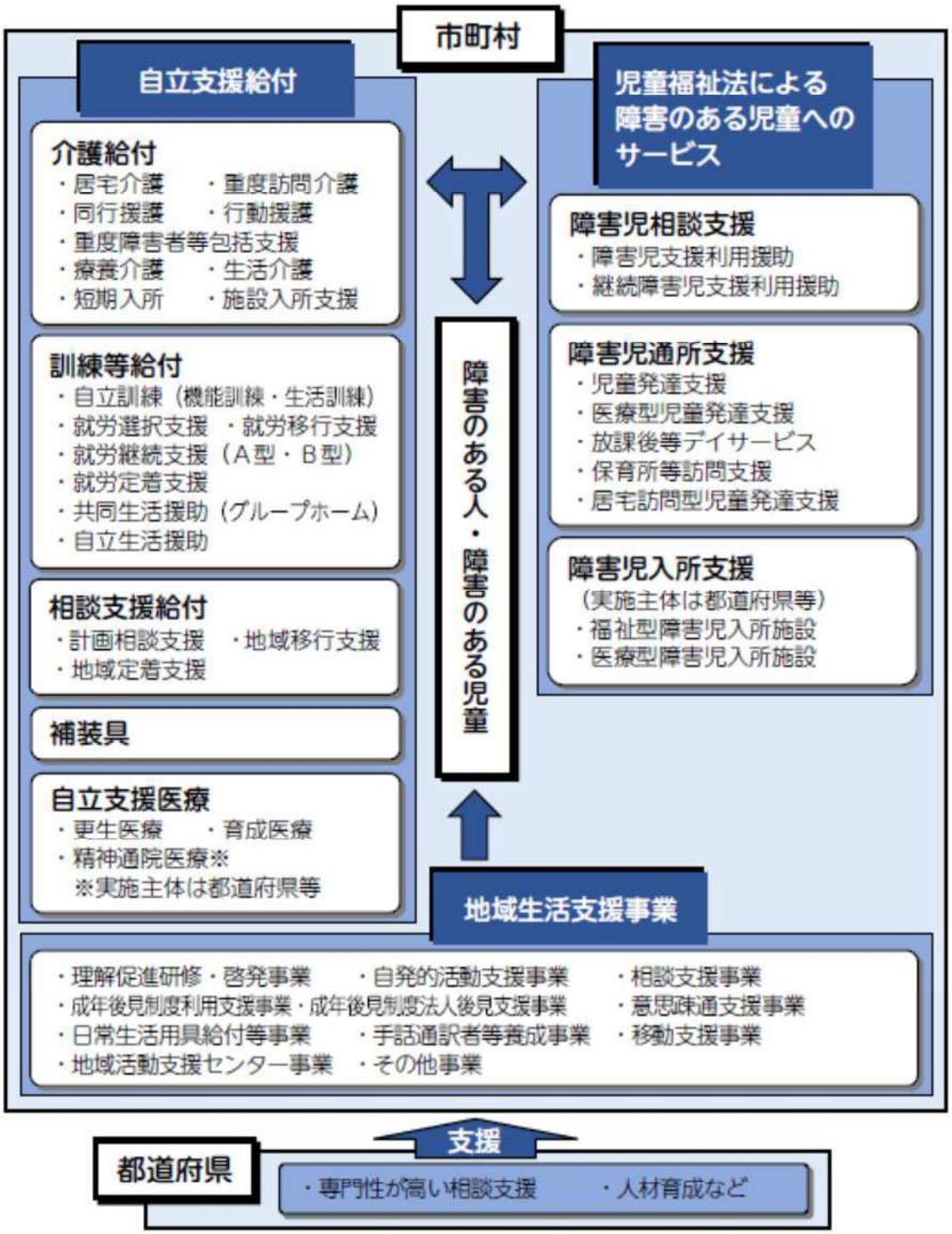

第３章　令和 11（2029）年度の目標設定

1　基本目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和 11（2029）年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①地域移行者数

＜国の成果目標＞ ◇令和７（2025）年度末時点での施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することとすること。
＜本市の考え方＞ ◆本市では、令和７（2025）年度末時点の施設入所者 85 人のうち６人が、令和 11（2029）年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

区　分	数　値
【実績値】令和７（2025）年度末時点の施設入所者数（Ａ）	85 人
【目標値】地域生活移行者数（Ｂ）	６人
移行率（Ｂ／Ａ）×100	7.1％

②施設入所者数

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度末時点での施設入所者数を令和７（2025）年度末時点の施設入所者数から 5％以上削減すること。
＜本市の考え方＞ ◆埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などにより地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では数値目標を「設定しない」こととしていますが、本市では「削減しない」こととします。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）や地域の支援事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。国の基本指針に基づき、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

＜国の成果目標＞

◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数を設定する。

◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を見込むこと。

◇保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価を設定する。

◇精神障害者の地域移行支援の利用者数を見込むこと。

◇精神障害者の地域定着支援の利用者数を見込むこと。

◇精神障害者の共同生活援助の利用者数を見込むこと。

◇精神障害者の自立生活援助の利用者数を見込むこと。

◇精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数を見込むこと。

◇精神障害者の短期入所の利用者数を見込むこと。

◇心のサポーター養成研修実施回数を見込むこと。

＜本市の考え方＞

◆本市では、国の成果目標に基づき、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、障害者自立支援協議会と連携し、障害福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6 回	6 回	6 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	60 人	60 人	60 人
変更保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	実施	実施	実施
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	5 人	5 人	5 人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	82 人	82 人	82 人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	3 人	3 人	3 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	40 人	40 人	40 人
新規精神障害者の短期入所の利用者数	5 人	5 人	5 人
新規心のサポーター養成研修実施回数	検討	検討	検討

（3）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針によれば、福祉施設から一般就労への移行等について、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等を通じて、令和 11（2029）年度中に一般就労への移行及びその定着する人の数値目標を設定することとされています。

また、就労定着支援事業利用者の増加も数値目標を設定することとされています。

①福祉施設から一般就労への移行

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度中に一般就労に移行する者を、令和 6（2024）年度実績の 1.31 倍以上にする。
＜本市の考え方＞ ◆令和６（2024）年度中に福祉施設から一般就労へ移行した人は 37 人でした。 令和 11（2029）年度については、49 人を見込みます。

区　分	数　値
【実績値】令和 6（2024）年度中に福祉施設から一般就労した人	37 人
【目標値】令和 11（2029）年度中に福祉施設から一般就労に移行する人	49 人 （1.32 倍）

②就労定着支援事業の利用者数

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度中に就労定着支援事業を利用する者を、令和 6（2024）年度実績の 1.41 倍以上にする。
＜本市の考え方＞ ◆令和６（2024）年度中に就労定着支援事業を利用した人は 29 人でした。 令和 11（2029）年度については、43 人を見込みます。

区　分	数　値
【実績値】令和 6（2024）年度の就労定着支援事業の利用者数	29 人
【目標値】令和 11（2029）年度の就労定着支援事業の利用者数	43 人 （1.48 倍）

③就労移行支援事業利用者の一般就労への移行

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者が、令和６（2024）年度実績の 1.14 倍になること。
＜本市の考え方＞ ◆令和６（2024）年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人は 34 人でした。 令和 11（2029）年度については、39 人を見込みます。

区　分	数　値
【実績値】令和 6（2024）年度の就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人	34 人
【目標値】令和 11（2029）年度の就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した人	39 人 （1.15 倍）

④就労継続支援Ａ型事業利用者一般就労への移行

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度中に就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和６（2024）年度実績の 1.14 倍になること。
＜本市の考え方＞ ◆令和６（2024）年度中に就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行した人は 2 人でした。 令和 11（2029）年度については、3 人を見込みます。

区　分	数　値
【実績値】令和 6（2024）年度の就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行した人	2 人
【目標値】令和 11（2029）年度の就労継続支援Ａ型事業を通じて一般就労に移行した人	3 人 （1.5 倍）

⑤就労継続支援Ｂ型事業利用者一般就労への移行

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度中に就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行する者が、令和６（2024）年度実績の 1.14 倍になること。
＜本市の考え方＞ ◆令和６（2024）年度中に就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行した人は１人でした。 令和 11（2029）年度については、2 人を見込みます。

区　分	数　値
【実績値】令和 6（2024）年度の就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行した人	1 人
【目標値】令和 11（2029）年度の就労継続支援Ｂ型事業を通じて一般就労に移行した人	2 人 （2 倍）

⑥就労定着支援事業所の就労定着率

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすること。
＜本市の考え方＞ ◆就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上を達成する事業所の割合についての目標値は、令和８（2026）年度現在の既存の事業所３か所に対し、３か所とも就労定着率７割以上達成を目標とします。

区　分	数　値
【実績値】令和 8（2026）年度の就労定着支援事業所数	3 か所
【目標値】令和 11（2029）年度において就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所数	3 か所 （10 割）

⑦就労移行支援事業所の実績の確保・向上

＜国の成果目標＞ ◇就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること。
＜本市の考え方＞ ◆本市では、令和 11（2029）年度において就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数を 1 か所とすることを目標とします。

区　分	数　値
【実績値】令和８（2026）年度の就労移行支援事業所数	4 事業所
【目標値】令和 11（2029）年度において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所数	3 事業所 （7.5 割）

⑧就労選択支援事業利用者の増加新規

＜国の成果目標＞ ◇令和７（2025）年より開始された就労選択支援事業の利用者を令和 11 年度に 82,000 人以上とすること。
＜本市の考え方＞ ◆本市での利用実績はないため、令和 11 年の利用者数を 1 人と見込みます。

区　分	数　値
【実績値】令和７（2025）年度の就労選択支援利用者数	0 人
【目標値】令和 11（2029）年度の就労選択支援利用者数	1 人

（4）障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

①児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保変更

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度までに次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保すること。（圏域でも可） ⅰ幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ⅱ地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ⅲ地域のインクルージョン推進の中核としての機能 ⅳ地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
＜本市の考え方＞ ◆本市では、令和 11（2029）年度に上記の支援機能を確保するよう児童発達支援センターの機能充実に努めます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援センター数	2	2	2
上記の４つの支援機能の確保	実施	実施	実施

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも１か所以上確保すること。
＜本市の考え方＞ ◆本市では、障害児支援の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援事業所	1	1	1
放課後等デイサービス事業所	1	1	1

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の成果目標＞

◇令和 11（2029）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

＜本市の考え方＞

◆本市では、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。また、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターの配置に努めます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の実施	2 回	2 回	2 回
コーディネーターの配置人数	9 人	9 人	9 人
医療的ケア児コーディネーターとの協議の実施	3 回	3 回	3 回

④障害児相談支援の充実新規

＜国の成果目標＞

◇障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成を行う。また、令和 11（2029）年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保すること。

＜本市の考え方＞

◆本市では、相談支援体制の充実を図るとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保します。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保	検討	検討	確保

（5）地域生活支援の充実変更

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠について、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害種別にかかわらず、これらの機能をさらに強化する必要があります。また、こうした拠点等の機能強化に当たっては相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要です。

①地域生活支援拠点等の整備

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度末までの間、各市町村は地域生活支援拠点等を整備し、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすること。また、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年一回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討すること。
＜本市の考え方＞ ◆本市での地域生活支数は増加しており、今後も機能の充実に努めます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点	17 か所	17 か所	17 か所
拠点コーディネーターの配置	配置	配置	配置
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討	実施	実施	実施

②強度行動障害の状態にある者の支援

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備すること。
＜本市の考え方＞ ◆強度行動障害の状態にあるものへの支援ニーズを把握し、支援体制の整備に向けた検討を進めていきます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域の関係機関が連携した支援体制を整備	検討	検討	整備

（6）相談支援体制の充実・強化等

令和７（2025）年度に設定された基幹相談支援センターの機能の充実を図ることが重要であり、地域の相談支援従事者の育成等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、有効に活用することが重要です。

①基幹相談支援センターの設置

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センターを整備する。
＜本市の考え方＞ ◆令和７（2025）年度に設置済みです。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
基幹相談支援センター	設置	設置	設置
基幹相談支援センターの人材育成等の取組回数	14	14	14

（7）発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業の実施や、情報や意見の交換を行う機会（ピアサポート活動）を充実させることも重要となります。

＜国の成果目標＞ ◇ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。 ◇ペアレントメンターの人数を見込むこと。 ◇ピアサポート活動の参加人数
＜本市の考え方＞ ◆本市では、発達障害者等に対する支援の充実を図るため、発達障害に関する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に必要な支援や助言を行います。 また、発達障害の子を育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、情報提供や助言等を行うペアレントメンター事業や情報や意見の交換を行う機会であるピアサポート活動を充実させます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【保護者】	16 人	16 人	16 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数【支援者】	4 人	4 人	4 人
ペアレントメンターの人数	4 人	4 人	4 人
ピアサポート活動新規	検討	検討	検討

（8）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

＜国の成果目標＞ ◇令和 11（2029）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。
＜本市の考え方＞ ◆本市では、多様化してきている障害福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が必要とする障害福祉サービス等の質を向上させるため体制の構築を図っていきます。

区　分	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	4 人	4 人	4 人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施	実施	実施
国・県等からの研修などに関する情報を事業所に提供した件数	100 件	100 件	100 件

2　数値目標を達成するための取組

数値目標を達成するため、本計画のほか、「第６次朝霞市障害者プラン」に基づく、障害のある人の地域生活を支援するためのさまざまな施策を実施し、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの充実を図ります。

地域生活への移行を進める施策をより効果的に推進するため、関係機関との連携を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援による支援、グループホームなどの住まいの場の提供、訪問系サービスや日中活動系サービスの提供などによる各種支援を行います。

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に関しては、障害のある人の相談に迅速に対応し、適切な利用を促進していくため、障害福祉サービス事業所等との連携に努めます。

さらに障害者がそれぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう支援する体制づくりを整備します。このため、就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

社会情勢の変化に応じ、障害のある人のニーズを踏まえたうえで、数値目標を達成するために、各事業を推進していきます。

第４章　サービス等の見込量とその確保方策

1　訪問系サービス

(1) 居宅介護

■サービスの内容

居宅介護は、ホームヘルパーが障害のある人等の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたるサービスを行うものです。

■対象者

障害支援区分が区分１以上（障害のある児童にあってはこれに相当する支援の度合）の人を対象とします。

ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）においては下記のいずれにも該当する人。

①　区分２以上に該当していること

②　障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に該当していること

（ア）「歩行」「全面的な支援が必要」

（イ）「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

（ウ）「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

（エ）「排尿」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

（オ）「排便」「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

■課題・方向性及び方策等

アンケート結果において、「現在利用していないが、３年以内には利用したい」が 229 人と、利用意向が高いサービスであり、障害のある人の増加、高齢化に伴う介護保険制度の限度額を超えた利用者による利用の増加等により需要が高まっています。今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要であり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和 9（2027）年度 157 人、令和 10（2028）年度 163 人、令和 11（2029）年度 169 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：188 人 現在利用していないが、３年以内には利用したい：229 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	142	147	152	157	163	169
月間実利用時間	3,086	3,161	3,224	3,330	3,458	3,585

（2）重度訪問介護

■サービスの内容

重度訪問介護は、重度の肢体不自由のある人で、常時介護を要する障害のある人または重度の知的・精神障害により行動上著しい困難がある人が、居宅において入浴、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

■対象者

障害支援区分が区分４以上であって、次の１または２のいずれかに該当する人を対象とします。

１　次の①及び②のいずれにも該当していること

①二肢以上に麻痺等があること

②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること

２　障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上の人

■課題・方向性及び方策等

利用対象者は比較的重度の障害のある人であり、対象者は少ないものの、サービス提供事業所の人材確保及びサービスの周知が必要となり、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう事業所に要請していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和 9（2027）年度 11 人、令和 10（2028）年度 12 人、令和 11（2029）年度 13 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：42 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：133 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	7	9	10	11	12	13
月間実利用時間	3,398	4,242	4,065	4,471	4,878	5,284

（3）同行援護

■サービスの内容

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ、食事等の援護、その他必要な支援（代筆・代読を含む。）を行います。

■対象者

同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが１点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が１点以上の人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

介護保険のサービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する 65 歳以上の視覚障害のある人の利用が増加することが予測されます。そのため、サービスに関する周知を行うとともに、障害の状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和 9（2027）年度 23 人、令和 10（2028）年度 24 人、令和 11（2029）年度 25 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：59 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：186 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	20	21	22	23	24	25
月間実利用日数	537	533	582	608	635	661

（4）行動援護

■サービスの内容

行動援護は、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や児童で常時介護を要する人が、行動するときの危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他行動する際に必要な援助が受けられるサービスです。

■対象者

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する障害のある人や障害のある児童で、常時介護を要する人のうち、以下のいずれにも該当する人を対象とします。

①障害支援区分３以上の人

②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12 項目）の合計点数が 10 点以上（障害のある児童はこれに相当する支援の度合）の人

■課題・方向性及び方策等

行動援護については、事業所が少ないことや、よりサービス内容が柔軟な移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることが、利用者が増えない理由と考えられます。

サービスの対象者に制度の周知を行いながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、必要な支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保の検討を進めていきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和 9（2027）年度 7 人、令和 10（2028）年度 8 人、令和 11（2029）年度 9 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：57 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：202 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	6	5	6	7	8	9
月間実利用日数	112	74	93	108	124	139

（5）重度障害者等包括支援

■サービスの内容

常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

■対象者

障害支援区分が区分６（障害のある児童にあっては区分６に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、以下のいずれかに該当する人を対象とします。

①重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害のある人のうち、次のいずれかに該当する人

・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人

・最重度の知的障害のある人

②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12 項目)の合計点数が 10 点　以上である人

■課題・方向性及び方策等

重度障害者等包括支援については、サービスを提供する事業所の確保が課題です。また、このサービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスの必要性などを検討していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果などより、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、月間実利用者数は 1 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：61 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：154 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	0	0	0	1	1	1
月間実利用日数	0	0	0	10	10	10

2　日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービスの内容

生活介護は、常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事などの介護を提供するとともに、創作的活動または生産活動の機会などを提供するサービスです。

■対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護などの支援が必要な障害のある人で次に掲げる人を対象とします。

①障害支援区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上の人

②年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分２（障害者支援施設に入所する場合は区分 3）以上の人

③生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する人であって、障害支援区分が区分 4（50 歳以上の者は区分 3）より低い人で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続を経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた人

■課題・方向性及び方策等

今後の特別支援学校の卒業生の利用を見込み、地域生活を支えるために、利用者が希望するサービスが安定して提供されるよう、サービス提供事業所の拡充に努めます。

■サービスの見込量

利用実績、アンケート結果、特別支援学校の卒業生の利用見込みなどより、令和 9（2027）年度 208 人、令和 10（2028）年度 210 人、令和 11（2029）年度 212 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：166 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：219 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	206	204	206	208	210	212
月間実利用日数	3,960	3,951	4,532	4,576	4,620	4,664

（2）自立訓練（機能訓練）

■サービスの内容

自立訓練（機能訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために理学療法士や作業療法士からリハビリテーション、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■対象者

地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力の維持・向上などのため、一定の支援が必要な身体障害のある人や高次脳機能障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行などを図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

②特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

■課題・方向性及び方策等

身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指すものです。

サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績はほとんどないものの、今後は継続的な利用があるものと予測し、令和 9(2027)年度から令和 11（2029）年度まで月間実利用者数を 1 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：122 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：176 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	1	1	1	1	1	1
月間実利用日数	8	20	22	22	22	22

（3）自立訓練（生活訓練）

■サービスの内容

自立訓練（生活訓練）は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事などの日常生活能力の向上のための訓練、日常生活上の支援などが受けられるサービスです。

■対象者

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上などのため、以下に該当する一定の支援が必要な障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人などであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

■課題・方向性及び方策等

食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと合わせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて地域生活への移行を目指すものです。

サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると予測し、令和 9（2027）年度 38 人、令和 10（2028）年度 39 人、令和 11（2029）年度 40 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：71 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：174 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	36	36	37	38	39	40
月間実利用日数	408	372	814	836	858	880

（4）就労選択支援

■サービスの内容

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービスです。

■対象者

年齢や障害種別などに関係なく就労アセスメントによる支援を希望し、サービスの利用を申請した障害のある人を対象とします。また、既に就労系障害福祉サービスを利用している人も対象とします。

■課題・方向性及び方策等

令和 7 年度には利用がなく、令和 8 年度に 1 人の利用が見込まれています。今後、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の安定した確保に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで月間実利用者数を 1 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：34 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：182 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	ー	0	1	1	1	1

（5）就労移行支援

■サービスの内容

就労移行支援は、一般企業への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができるサービスです。

就労移行支援は、一般就労を希望している人の中で、適性にあった職場への就労などが見込まれる人に対して、知識・能力の向上、実習、職場探しなど、サービス提供事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施する事業です。

■対象者

就労を希望する障害のある人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得もしくは就労先の紹介その他の支援が必要な人を対象とします。

ただし、65 歳以上の人は、65 歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた人であって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた人に限る。

■課題・方向性及び方策等

朝霞市内にサービス利用者が増加しており、市内だけでなく近隣市や、県内、都内のサービス提供事業所に利用者が通所しています。

今後も特別支援学校の卒業生などの利用を見込んでおり、サービス提供事業所の確保が課題であり、今後もサービス提供事業所の安定確保に努めます。

■サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和 9（2027）年度 81 人、令和 10（2028）年度 86 人、令和 11（2029）年度 91 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：60 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：167 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	70	72	76	81	86	91
月間実利用日数	1,212	1,250	1,672	1,782	1,892	2,002

（6）就労継続支援（Ａ型）

■サービスの内容

就労継続支援（Ａ型）は、一般企業などでの就労が困難な人に、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力が高まった人について、一般就労への移行に向けた支援を行うサービスです。

■対象者

企業などに就労することが困難な障害のある人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な人を対象とします。

ただし、65 歳以上の人は、65 歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていた者に限る。

具体的には次のような例が挙げられます。

①就労移行支援を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった人

②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業などの雇用に結びつかなかった人

③企業などを離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人

■課題・方向性及び方策等

潜在的なニーズはあると推察されますが、Ｂ型と比較してサービス提供事業所が少ないため、サービス提供体制の確保が課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、障害者就労支援センターなどを通じて、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■サービスの見込量

アンケート結果において、働く場の確保について多数の意見があることから、今後は利用者が増加すると推定し、令和 9（2027）年度 20 人、令和 10（2028）年度 21 人、令和 11（2029）年度 22 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：27 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：134 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	17	18	19	20	21	22
月間実利用日数	308	311	418	440	462	484

（7）就労継続支援（Ｂ型）

■サービスの内容

就労継続支援（Ｂ型）は、一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人に対しては一般就労などへの移行に向けて支援を行うサービスです。

■対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会などを通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障害のある人を対象とします。

具体的には次のような例が挙げられます。

①就労経験がある人で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった人

②50 歳に達している人または障害基礎年金１級の受給者

③上記①、②に該当しない人で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている就労継続支援事業（Ｂ型）の利用を希望する人

■課題・方向性及び方策等

特別支援学校の卒業生等のサービスの利用が見込まれる人に対応するため、障害者就労支援センターなどにより、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後、利用者が増加すると予測し、令和 9（2027）年度 258 人、令和 10（2028）年度 274 人、令和 11（2029）年度 291 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：93 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：116 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	216	229	243	258	274	291
月間実利用日数	3,477	3,621	5,346	5,676	6,028	6,402

（8）就労定着支援

■サービスの内容

就労定着支援は、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した人に、就労定着支援事業所の職員が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うサービスです。

■対象者

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害のある人であって、就労を継続している期間が６月を経過した人（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した人であって、就労を継続している期間が６月を経過した人も含む。）を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

就労移行支援等を利用し、一般企業などで就労をする人は増加している一方、職場の定着率が課題であることから、就労移行支援事業所に本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後、利用者が増加すると予測し、令和 9（2027）年度 39 人、令和 10（2028）年度 40 人、令和 11（2029）年度 41 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：61 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：160 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	29	37	38	39	40	41

（9）療養介護

■サービスの内容

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話などを支援するサービスです。

■対象者

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害のある人で、主に次に掲げる人を対象とします。

①筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分６の人

②筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人等で、障害支援区分５以上の人

③平成 24（2012）年３月 31 日時点において重症心身障害児施設に入所していた人または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた人であって、平成 24（2012）年４月１日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の人

■課題・方向性及び方策等

該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療及び介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。

市内及び近隣地域に事業所がないことが課題となっています。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで月間実利用者数を 11 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：55 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：155 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	11	10	10	11	11	11

（10）短期入所

■サービスの内容

居宅において、介護する人が病気その他の理由により、介護を行えない場合などの際に短期間、夜間も含めて障害者支援施設等で入浴、排せつ及び食事の介護などが受けられるサービスです。

■対象者（福祉型）：障害者支援施設等において実施

障害支援区分１以上（障害のある児童は、これに相当する支援の度合）の人を対象とします。

■対象者（医療型）：病院・介護老人保健施設等において実施

主に以下に該当する人を対象とします。
①療養介護の対象となる人
②重症心身障害のある人
③遷延性意識障害のある人等、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人

■課題・方向性及び方策等

アンケート結果においては、利用希望者数が多くなっており、利用希望者本人及び家族の意向を考慮し、適切なサービスにつなげられるような相談体制を目指します。

市内には、福祉型の施設が５か所、医療型が１か所ありますが、短期入所施設について、関係機関などと検討しながら、本計画に則して、事業者等による開設を促進し、既存の事業者においては、緊急時の利用も含め、より柔軟な事業の実施を促していきます。

■サービスの見込量

利用実績やアンケート結果から、福祉型を令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで 30 人、医療型を令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで 2 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：82 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：224 人

■実績・計画（福祉型）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	30	30	30	30	30	30
月間実利用日数	238	242	231	231	231	231

■実績・計画（医療型）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	2	2	2	2	2	2
月間実利用日数	10	10	11	11	11	11

（11）自立生活援助

■サービスの内容

自立生活援助は、居宅における自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題について、定期的な巡回または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害のある人の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行うサービスです。

■対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人等で、自立した日常生活を営む上でのさまざまな問題に対する支援が見込めない状況にある人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

一人暮らしの希望がある施設入所者等について、その自立を支援することにより、本人の希望に沿った地域での生活が可能となるとともに、真に入所が必要な人が入所の適用となることから、事業者に本サービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、月間実利用者数を 2 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：89 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：227 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	2	0	2	2	2	2

3　居住系サービス

（1）共同生活援助（グループホーム）

■サービスの内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ及び食事などの介護や日常生活上の援助が受けられるサービスです。

■対象者

身体障害のある人（65 歳未満の人または 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）、知的障害のある人及び精神障害のある人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の自立、地域移行を支えるために欠かすことのできない基盤となる施設です。

施設入所者や医療機関の入院者をはじめとした障害者が、地域生活への移行を行う上で需要が見込まれます。障害の種別や程度にかかわらず、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、医療的ケアや強度行動障害などの重度障害者を受け入れるグループホームの整備を促進します。なお、障害者総合支援法等の改正により、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、明確化されました。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後利用者が増加すると予測し、令和 9（2027）年度 207 人、令和 10（2028）年度 240 人、令和 11（2029）年度 279 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：83 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：132 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	131	153	178	207	240	279

（2）施設入所支援

■サービスの内容

施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事などの介護を行うサービスです。

■対象者

以下に該当する人を対象とします。

①生活介護利用者であって、障害支援区分４（50 歳以上の人の場合は、区分３）以上である人

②①以外の人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人

③自立訓練または就労移行支援の利用者で、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、または地域の提供体制の状況などにより、通所によって訓練などを受けることが困難である人

④就労継続支援Ｂ型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人

■課題・方向性及び方策等

地域生活が困難である入所待機者が多い埼玉県の実情を勘案し、実績をもとに、今後の利用見込み者数を設定します。施設入所が必要な障害のある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、施設から地域への移行を支援します。

■サービスの見込量

利用実績は横ばいで推移しているため、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで月間実利用者数を 85 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：102 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：170 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	85	85	85	85	85	85

4　相談支援

（1）計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

■サービスの内容

計画相談支援は、指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービス利用に関する意向等を聞きながら、サービス等利用計画を作成するものです。

（※障害児相談支援については、「５　障害のある児童への支援（４）障害児相談支援」をご参照ください。）

サービス等利用計画に沿ったサービスを提供するため、障害福祉サービスの支給決定後、サービス事業者等との連絡調整をしたり、サービスが適切に提供されているか等を定期的に確認し、必要に応じて計画の見直し（モニタリング）を行います。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している人、精神科病院に入院している精神障害のある人、保護施設・矯正施設等に入所している障害のある人に対して、保健所・自治体・病院・障害福祉サービス提供事業所などの関係機関が協力して、地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービスです。

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障害のある人等について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

■対象者

計画相談支援については、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害のある人または障害のある児童を対象とします。

地域相談支援の地域移行支援では、障害者支援施設などに入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人を対象とします。

また、地域定着支援では、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象とします。

■課題・方向性及び方策等

障害福祉サービスの需要が高まる中で、必要なサービスを適切に利用できることが求められます。そのため、計画相談支援については、サービスの提供体制の充実を図り、きめ細やかなサービス等利用計画の立案により、障害福祉サービスが必要な人を支援していくとともに、計画案の質の確保を行います。

また、長期入院患者の退院支援や独居の人の支援として地域移行支援や地域定着支援の利用者も増えていくことが予測されるため、地域の連携体制が確立できるよう努めます。

■サービスの見込量

計画相談支援は、利用実績及びアンケート結果でのニーズが高いことから、今後、利用者が増加すると推定し、令和 9（2027）年度 241 人、令和 10（2028）年度 246 人、令和 11（2029）年度 251 人の月間実利用者数を見込みます。

地域移行支援は、利用実績から、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、月間実利用者数は 1 人と見込みます。

地域定着支援も同様に利用実績から、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、月間実利用者数は 2 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

【計画相談支援】
現在利用しており、今後も利用したい：163 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：188 人
【地域移行支援・地域定着支援】
現在利用しており、今後も利用したい：33 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：126 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画相談支援 月間実利用者数	226	231	236	241	246	251
地域移行支援 月間実利用者数	0	1	1	1	1	1
地域定着支援 月間実利用者数	3	2	2	2	2	2

5　障害のある児童への支援（第４期朝霞市障害児福祉計画）

（1）障害児通所支援

①児童発達支援

■サービスの内容・対象者

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■課題・方向性及び方策等

市内に、新たな事業所が増加してきたことにより、ニーズが満たされてきていると推測されます。関係機関との連携によって、引き続き、必要な療育を提供できるよう支援していきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果のニーズの高さを踏まえ、令和 9（2027）年度 435 人、令和 10（2028）年度 467 人、令和 11（2029）年度 501 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：159 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：8 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	358	379	406	435	467	501
月間実利用日数	2,987	3,148	3,360	3,600	3,865	4,147

②放課後等デイサービス

■サービスの内容・対象者

小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障害のある児童について、学校の授業終了後や夏休みなどに、障害児通所支援施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

市内のサービス提供事業所は増加傾向にあり、利用者の増加も著しい状況にあります。

このサービスには、障害のある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割もあります。

新規事業所の開設等について、事業者等から市に相談があった場合などは、計画に基づき必要な支援をしていきます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果のニーズの高さを踏まえ、令和 9（2027）年度 653 人、令和 10（2028）年度 701 人、令和 11（2029）年度 752 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：168 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：76 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	488	568	609	653	701	752
月間実利用日数	5,054	6,123	6,478	6,946	7,456	7,999

③保育所等訪問支援

■サービスの内容・対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害のある児童について、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

利用者が徐々に増加しており、今後は、サービスを提供する事業者の確保や制度の周知が課題となります。利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、サービスを提供する事業者が個別支援計画を作成し、障害のある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図ります。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用者が増加すると予測し、令和 9（2027）年度 138 人、令和 10（2028）年度 172 人、令和 11（2029）年度 214 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：69 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：30 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	77	89	111	138	172	214
月間実利用日数	89	103	127	158	197	245

（2）居宅訪問型児童発達支援

■サービスの内容・対象者

重度の障害等の状態にある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

重度の障害等により外出が困難な状態にある児童に対し、必要な療育を行うため、事業者にサービスの提供を促し、利用の促進に努めます。

なお、居宅訪問型保育事業と対象者が重複することから、関係機関との連携に努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、月間実利用者数は 1 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：1 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：12 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	1	1	1	1	1	1
月間実利用日数	3	3	3	3	3	3

（3）障害児入所支援（県で対応予定）

①福祉型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

障害のある児童や児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与を行うサービスです。

②医療型障害児入所施設

■サービスの内容・対象者

知的障害のある児童、肢体不自由の児童、重症心身障害のある児童や、児童相談所、保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童を対象に、児童の保護、日常生活の指導及び生活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

■課題・方向性及び方策等

障害児入所施設の利用については、県の決定によるものであることから、サービスの見込量は定めませんが、利用の必要がある児童が認められた際は、迅速に対応できるよう、関係機関との連携に努めます。

（4）障害児相談支援

①障害児相談支援

■サービスの内容・対象者

障害児相談支援は、指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。

■課題・方向性及び方策等

障害児通所支援に関しては、児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用する児童が年々増加しており、今後も利用者が増加していくことが予測されます。必要なサービスを適切に利用できるように努めます。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果から、今後も利用が増加すると予測し、令和 9（2027）年度 290 人、令和 10（2028）年度 314 人、令和 11（2029）年度 341 人の月間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：80 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：39 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	227	246	267	290	314	341

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■サービスの内容・対象者

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

■課題・方向性及び方策等

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、埼玉県において開催される医療的ケア児等コーディネーター養成研修が行われる際に、市内の事業者に所属の相談支援専門員や保健師等の対象となる者に周知し、研修受講者を募り増員を図ります。

また、先進自治体の取組等を調査研究し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、コーディネーター配置済みの事業者や関係機関と連携するとともに、安定した相談支援体制の整備に向けて、障害者自立支援協議会専門部会（こども部会）において、コーディネーターの活用方法等について検討していきます。

■サービスの見込量

令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち、相談支援事業に従事する職員 9 人の配置を見込みます。

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
配置人数	9	9	9	9	9	9

（5）障害のある児童への子ども・子育て支援等（教育・保育）

■サービスの内容・対象者

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等における障害のある児童の受け入れ体制整備を行うものです。

■課題・方向性及び方策等

保育所については公設保育園において統合保育を目的として「育成保育事業」を実施しています。また、民間の保育所や放課後児童クラブにおいても、障害のある児童の受け入れの体制を整えています。さらに、医療的ケア児を含めた障害のある児童が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進しています。

課題としては医療的行為が必要な児童の受け入れが挙げられ、居宅訪問型保育など多角的な支援の検討が必要です。

■サービスの見込量

令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までは、増加傾向で推移すると見込みます。

■実績・計画

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
区分	障害のある児童の利用希望人数（実人数）	障害のある児童の受入可能人数（実人数）	障害のある児童の利用希望人数（実人数）	障害のある児童の受入可能人数（実人数）	障害のある児童の利用希望人数（実人数）	障害のある児童の受入可能人数（実人数）
保育所	144	144	172	168	125	109
認定こども園	11	11	12	12	8	4
放課後児童健全育成事業※1	74	60	85	85	84	83
幼稚園※2	23	23	28	28	40	40
特定地域型保育事業※3	9	9	7	7	10	26
認可外（地方単独事業）※1	0	0	0	0	0	0

区分	令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
	障害のある児童の利用希望人数（実人数）	障害のある児童の受入可能人数（実人数）	障害のある児童の利用希望人数（実人数）	障害のある児童の受入可能人数（実人数）	障害のある児童の利用希望人数（実人数）	障害のある児童の受入可能人数（実人数）
保育所	125	109	125	109	125	109
認定こども園	8	4	8	4	8	4
放課後児童健全育成事業※1	85	85	85	85	85	85
幼稚園※2	40	40	40	40	40	40
特定地域型保育事業※3	10	26	10	26	10	26
認可外（地方単独事業）※1	－	－	－	－	－	－

※１：子ども・子育て支援法第 59 条に定める当該事業の「実人数」を記載
※２：私学助成の対象である幼稚園を含む
※３：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
※４：地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
※保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の受入可能人数は、目安として定めている公立保育所４人/１園、民間保育所２人/１園、特定地域型保育事業１人/１園に基づいた人数であり、実際には目安を超えて受け入れを行っています。
※年間実人数

第 5 章　地域生活支援事業等

■地域生活支援事業とは

障害のある人等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施し、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての人がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業です。

障害者総合支援法のもと、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき、都道府県が実施主体となる都道府県地域生活支援事業と市町村が実施主体となる市町村地域生活支援事業があります。

都道府県または市町村が、法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）を行うほか、都道府県または市町村の判断により、障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業（任意事業）を実施することができます。

市では、市内外の社会資源を有効に活用し、効率的・効果的な事業の実施を図ります。

また、県が実施主体として実施する事業で、県と市が連携して実施する必要がある事業については、県や他の市町村の動向を勘案し、関係機関・関係部署などとの協議や、朝霞市障害者プラン推進委員会及び朝霞市障害者自立支援協議会での検討を行い、事業が適切に実施できるよう努めます。

必須事業

1　理解促進研修・啓発事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害のある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及啓発の講演会や事業等を、市内の障害者団体等と協力して、毎年実施していきます。

本市では、「朝霞市障害者理解に関する普及啓発事業補助金交付要綱」を定め、障害者団体等の実施する講演会等の事業に対して経費を補助しており、今後も障害者団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■サービスの見込量

さまざまな障害者団体等に呼び掛け、それぞれのノウハウを活かし、障害や障害のある人等への理解を促進するための啓発事業を実施していきます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：16 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：142 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
理解促進研修・啓発事業 （実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2　自発的活動支援事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人やその家族が互いの悩みなどを共有し、交流を図ることを目的として、障害福祉の向上を目指して活動している障害者団体に対して、補助金を交付します。

本市では、「朝霞市福祉団体等の補助金交付要綱」を定め、福祉団体等の育成、福祉の増進を図るため、福祉団体等の事業補助金及び活動費補助金を交付しており、今後も福祉団体等への働きかけや情報の周知に努めます。

■サービスの見込量

平成 25（2013）年度から地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました。今後も事業の実施に努めます。

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
自発的活動支援事業 （実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3　相談支援事業

■サービスの内容・対象者

○障害者相談支援事業

障害のある人等の福祉に関する各種の問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整その他の障害のある人等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

事業内容は、①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談など）、②社会資源を利用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導など）、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤成年後見制度など権利擁護のための制度の利用に必要な援助、⑥専門機関の紹介などです。

相談支援事業の効果的な実施に向けて、地域において障害のある人等を支えるネットワークの構築を図るため、市町村は、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。なお、専門的職員とは、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの資格を有する職員です。

また、市（ケースワーカーや保健師等）、障害者就労支援センター、障害福祉サービス事業所、教育・就労等に関する各種の相談機関など、地域の多数の関係機関との連携を強化し、相談者の継続した支援に当たります。

○基幹相談支援センター

地域生活支援事業実施要綱では、市町村単独または複数の市町村などにより、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて、次のような業務等を行う機関を設置することが市町村の努力義務とされています。

- 障害の種別やさまざまなニーズに対応できる総合的な相談への対応
- 地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援など（研修会、日常的な事例検討会等）
- 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発など地域移行、地域定着の促進への取組
- 権利擁護（成年後見制度や虐待防止）の取組

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援するものです。

■課題・方向性及び方策等

本市では、平成 20（2008）年から障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりなどを目的として、中核的な役割を果たす協議の場として開催しています。今後は、専門部会を活用していくことや、基幹相談支援センターを相談事業の中心的な役割として機能させていくことが課題となっています。障害のある人等の相談支援事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しています。

また、市では、障害福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、障害のある人等への虐待に関する相談や通報を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めています。

■サービスの見込量

障害者相談支援事業は現在、はあとぴあ障害者相談支援センターで実施しており、今後も継続していきます。

基幹相談支援センターについては、令和７（2025）年度より実施しております。

住宅入居等支援事業については、令和４（2022）年度より居住支援相談事業として、障害者を含む住宅確保要配慮者に対し、社会福祉士による相談や住まい探しなどの生活支援を実施しています。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：99 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：316 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者相談支援事業（箇所数）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター（実施の有無）	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施	実施	実施	実施

4　成年後見制度支援事業

（1）成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容・対象者

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、精神障害（高次脳機能障害等を含む。）、遷延性意識障害等のある人に対して、成年後見制度の利用に係る費用を支給することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。成年後見制度の利用を希望するが、身寄りがいない利用者の成年後見制度の申立て（市長申立て）に要する経費の負担及び成年後見人等の報酬について助成します。

■課題・方向性及び方策等

成年後見制度利用に関する支援について、必要な経費の負担に対する助成などにより、今後も支援を継続していきます。

■サービスの見込量

令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの年間利用件数を各年度 3 件と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：28 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：156 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
年間利用件数 （市長申立て）	3	3	3	3	3	3

（2）成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容・対象者

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ることを目的とします。

■課題・方向性及び方策等

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会において実施しており、今後も補助金の交付等をとおして支援してまいります。

■サービスの見込量

関係機関と協議を進め、令和 11（2029）年度まで引き続き実施を検討します。

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

5　意思疎通支援事業

■サービスの内容・対象者

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣などを行う事業です。

意思疎通支援事業は、入院中においても、入院先医療機関との調整の上で利用することができます。

〇手話通訳者派遣事業

官公庁の手続や行事、医療機関の受診などで聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

〇手話通訳者設置事業

聴覚等に障害のある人が、手続や相談などの際に円滑な意思疎通が図れるよう、手話通訳者を市役所の窓口に配置する事業です。

〇要約筆記者派遣事業

手話通訳者の派遣と同様に、聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

■課題・方向性及び方策等

朝霞市日本手話言語条例の施行に伴い、各事業の充実を目指します。手話通訳者派遣事業においては、手話講習会を継続的に実施し、手話通訳者の養成・確保に努めます。また、手話通訳者設置事業については、市庁舎における手話通訳者の体制整備に努めます。さらに、要約筆記者派遣事業においては、今後も継続して実施するとともに事業の周知に努めます。

■サービスの見込量

手話通訳者派遣事業は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会に委託して実施しており、利便性の向上とともに利用件数の増加が見込まれます。利用実績を勘案し、令和 9（2027）年度 612 人、令和 10（2028）年度 631 人、令和 11（2029）年度 650 人の年間実利用者数を見込みます。

手話通訳者設置事業は、障害福祉課に 2 名の手話通訳者を設置しております。利用実績を勘案し、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで 730 人の年間実利用者数を見込みます。

要約筆記者派遣事業は、利用実績を勘案し、令和 9（2027）年度 6 人、令和 10（2028）年度 7 人、令和 11（2029）年度 8 人の年間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

【手話通訳者派遣事業】
現在利用しており、今後も利用したい：18 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：34 人
【要約筆記者派遣事業】
現在利用しており、今後も利用したい：10 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：45 人

■実績・計画（手話通訳者派遣事業）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
年間利用件数	502	574	593	612	631	650
年間派遣人数	590	683	702	724	747	769

■実績・計画（手話通訳者設置事業）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
年間対応件数	685	775	730	730	730	730

■実績・計画（要約筆記者派遣事業）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
年間利用件数	9	4	5	6	7	8
年間派遣人数	19	8	10	12	14	16

6　日常生活用具給付等事業

■サービスの内容・対象者

在宅の障害のある人等の日常生活を容易にするため、障害に応じた用具（各種目の対象要件に該当する人を対象）として、①介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）、②自立生活支援用具（入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など）、③在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計など）、④情報・意思疎通支援用具（点字器、人工喉頭など）、⑤排せつ管理支援用具（ストマ装具など）、⑥居宅生活動作補助用具（移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの）の給付を行うものです。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人が日常生活を円滑に営むことができるよう、利用者に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

■サービスの見込量

日常生活用具には耐用年数があり、使用する人の状況によって給付申請の状況が異なるため、各年度で給付件数の増減の変動がありますが、利用実績を踏まえて数値を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：130 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：177 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
介護・訓練支援用具	11	4	10	11	12	13
自立生活支援用具	10	17	18	19	20	21
在宅療養等支援用具	12	11	12	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	22	25	25	25	25	25
排せつ管理支援用具	2173	2139	2,186	2,233	2,280	2,327
居宅生活動作補助用具	2	2	2	3	4	5

7　手話通訳者等養成事業

■サービスの内容・対象者

平成 28（2016）年４月１日施行の朝霞市日本手話言語条例の基本理念に基づき、日本手話を母語とするろう者が安心して生活できる社会を実現することを目的として、広く市民に対し、ろう者や日本手話に対する理解促進及び日本手話の普及に努めるとともに、手話通訳者を養成します。

■課題・方向性及び方策等

ろう者や日本手話への理解を深めるための取組を実施するとともに、ろう者の意思を尊重した通訳を行うことができる手話通訳者の養成を目的とし、手話講習会を実施します。

■サービスの見込量

日本手話言語条例の周知を行うことにより、ろう者や日本手話に対する理解が広がり、日本手話を学ぶ市民等の増加が見込まれます。また、登録手話通訳者を増員するため、手話講習会を継続的、計画的に実施する必要があります。

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
手話講習会	実施	実施	実施	実施	実施	実施
登録手話通訳者数	9	10	10	11	11	12

8　移動支援事業

■サービスの内容・対象者

屋外での移動に著しい困難を伴う全身性障害のある人や知的障害のある人等または一人での外出が困難な精神障害のある人などが社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加による外出の際の移動について支援が受けられます。

ただし、同様の支援が障害者総合支援法の障害福祉サービスにおいて利用できる場合または介護保険法による訪問介護において利用できる場合は、これらのサービスが優先されます。

■課題・方向性及び方策等

サービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、移動の困難な人に対し、適切なサービスの提供を行います。

■サービスの見込量

利用実績及びアンケート結果を踏まえ、令和 9（2027）年度 121 人、令和 10（2028）年度 128 人、令和 11（2029）年度 135 人の年間実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：88 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：222 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	80	107	114	121	128	135
年間延利用時間	16,123	13,918	20,902	22,185	23,469	24,752

9　地域活動支援センター事業

■サービスの内容・対象者

障害のある人等が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供等を通じて、自立と社会との交流促進を図るとともに、家庭における介護負担を軽減することを目的とする施設です。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

機能強化事業として、専門職員（看護師、精神保健福祉士等）の配置による支援、障害特性に応じて実施する事業（機能訓練や作業療法士による作業療法、言語聴覚士による言語療法など）、ボランティアの育成などを実施します。

■課題・方向性及び方策等

アンケート調査などの結果からも、利用者の需要が高まっています。

利用者の実態に応じた地域活動支援センターの運営の支援に努めます。

■サービスの見込量

利用実績より、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで、1 日平均 11 人の実利用者数を見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：59 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：169 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
１日平均 実利用者数	11	11	11	11	11	11
事業所数	2	2	2	2	2	2

任意事業

1　日常生活支援

(1) 訪問入浴サービス

■サービスの内容・対象者

家庭において、入浴することが困難な重度心身障害のある人等に対し、事業者に委託し、入浴サービスなどを行うことにより、重度心身障害のある人等の心身の健康増進及び介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

■課題・方向性及び方策等

今後もサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を行います。

■サービスの見込量

利用実績より、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度まで 10 人の実利用者数を見込みます。

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実利用者数	9	10	10	10	10	10

（2）日中一時支援

■サービスの内容・対象者

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練などの支援を行います。

■課題・方向性及び方策等

市内及び近隣市に利用のできる施設が少ないことが課題であり、アンケート結果からも潜在的ニーズは多いものと推測され、市内及び近隣市での利用ができるように施設の整備をする必要があります。

また、今後も利用の促進に努め、障害のある人等及びその家族などの負担の軽減を図ります。

■サービスの見込量

利用実績より、令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの月間実利用者数を 10 人と見込みます。

■アンケート調査結果（今後 3 年以内の利用意向）

現在利用しており、今後も利用したい：28 人
現在利用していないが、３年以内には利用したい：174 人

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
月間実利用者数	8	9	10	10	10	10

2　社会参加支援

（1）レクリエーション活動等支援

■サービスの内容・対象者

生涯学習・スポーツプログラムの充実を図り、障害のある人のレクリエーションやスポーツ、芸術・文化などの余暇活動の促進を図ります。

■課題・方向性及び方策等

障害のある人の余暇活動については、各障害者団体などにおいて積極的な取組が行われており、市としても、ふれあいスポーツ大会の実施やレクリエーション事業補助金の交付によりレクリエーション活動の促進を図っています。今後も、障害のある人だけでなく、障害のない人も参加対象とし、障害に対する理解を促進し、魅力あるイベントが実施されるよう、関係団体との協働のもと推進を図ります。

■サービスの見込量

引き続き、広報紙やホームページ等での呼び掛けを実施し、参加者を募り、令和11(2029)年度のふれあいスポーツ大会の参加者数131人を見込みます。

■実績・計画

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ふれあいスポーツ大会参加者数	131	111	116	121	126	131

3　就業・就労支援

(1) 障害者就労支援センター

■サービスの内容・対象者

障害のある人やその家族からの就労に関する相談に応じ、職場定着支援など就労に関する各種支援を行うとともに、就労ネットワークを形成し、その活用等により連携の取れた効果的な就労支援体制を促進することを目的とします。

市では、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会を指定管理者として障害者就労支援センターの運営を行っています。

関係する事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、教育機関、医療機関等との連携を密にし、障害のある人の自立と社会参加の促進に向けて、就労支援、生活支援を行っています。

■課題・方向性及び方策等

短期間での離職者も多く、また、就労移行支援などの事業所も増え、登録者の管理及び支援の方向性が多岐に渡ってきています。

今後は、職場や事業所と連携をより密にし、就労移行支援事業所等が行う就労定着支援との住み分けや、定着年数に応じて支援方法を変えるなど、支援の方向性を定めていく必要があります。

■サービスの見込量

今後も事業の周知を図り、障害者就労支援センターの運営を行います。

■実績・計画

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
施設設置数	1	1	1	1	1	1

その他（市の独自事業）

本市では、障害者総合支援法等に定めのない市の独自事業として、障害のある人への支援を実施しています。主な市の独自事業は次のとおりです。

※制度改正等により内容や対象者が変更となる場合がありますので、最新情報・詳細は障害福祉課にお問い合わせください。

（1）福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカード、自動車燃料費の補助

【内容】

重度心身障害のある人の社会生活圏の拡大及び経済的負担軽減を目的とし、福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ＩＣカードまたは自動車燃料費のうち１つについて補助を行います。

【対象者】

・身体障害者手帳１級、２級、下肢３級の所持者
・療育手帳Ⓐ、Ａ、Ｂの所持者
・精神障害者保健福祉手帳１級、２級の所持者

（2）紙おむつ等の支給

【内容】

常時紙おむつ等を使用する在宅の重度心身障害のある人に対し、介護者の日常の介護活動を援助し、在宅福祉の増進を図ることを目的として、市が指定する紙おむつ等を支給します。

【対象者】

身体障害者手帳１級、２級または療育手帳○Ａ、Ａ所持者で、３歳以上 65 歳未満の常時おむつを使用している人（一定の所得以上の人、施設入所者、他制度利用者、一定期間以上入院している人は対象外）

（3）配食サービス

【内容】

自ら食事の支度をすることが困難な障害のある人に対し、昼食を提供するとともに安否確認を行うことを目的として、弁当を自宅へ配達します。

【対象者】

65 歳未満の障害者手帳の所持者のみで構成される世帯に属する人

（4）緊急通報システム

【内容】
家庭内での急病、事故等の緊急時に速やかに埼玉県南西部消防本部に通報することを目的として、通報機器を設置します。
【対象者】
単身者等で身体障害者手帳１級、２級の所持者

（5）難病患者見舞金の支給

【内容】
難病をお持ちの人に対し、福祉の増進を図ることを目的として、見舞金を支給します。
【対象者】
埼玉県より指定難病医療受給者証等の交付を受けている人

（6）市内循環バス特別乗車証

【内容】
社会活動の助長・援助及び経済的負担軽減を目的として、市内循環バス乗車時の運賃が無料となる特別乗車証を発行します。
【対象者】
障害者手帳所持者

（7）自動車運転免許取得費・改造費の助成

【内容】
生活上の行動範囲の拡大と移動の利便性を高め、自立更生を促進することを目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を補助します。
【対象者】
障害者手帳所持者

（8）更生訓練費給付

【内容】
施設で更生訓練を受ける障害のある人に対して、更生訓練費の支給を行い、社会復帰の促進を図ります。
【対象者】
就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人で、利用者負担額の生じない人等

（9）身体障害者等診断書料補助金

【内容】
障害者手帳を申請するために必要な医師の診断書作成に要した費用に対し、補助金を交付することにより、福祉の増進を図ります。
【対象者】
身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を新規に受けた人

（10）就職支度金の支給

【内容】
障害のある人の社会復帰の促進を図るため、就職等により自立をしようとする障害のある人に対し就職支度金を支給します。
【対象者】
就労移行支援または就労継続支援を利用している人で就職または自営により施設を退所することになった人等

（11）家具転倒防止器具等設置費の補助

【内容】
地震による家具の転倒等の被害から身体の安全を守るため、家具転倒防止器具等を取り付ける際の費用の一部を補助します。
【対象者】
身体障害者手帳 1～3 級、4 級 1 種、療育手帳Ⓐ、Ａ、精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の所持者のみで構成される世帯等

（12）障害者等見守りシール交付事業

【内容】
在宅の障害者等が行方不明となった場合に、早期発見及び安全確保を図るために、登録番号を付したシールを交付します。
【対象者】
障害者手帳所持者、高次脳機能障害または統合失調症と診断された人等

（13）巡回支援専門員整備（巡回相談支援）

【内容】
保育所等、子どもが集まる施設や学校に巡回相談を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とします。
【対象者】
障害のある児童または障害の疑いがある児童及びその保護者、保育所等において障害のある児童の支援を担当する者

（14）児童発達支援センター機能強化事業

【内容】

障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職員を配置し、地域における支援機能の充実と強化を図り、障害のある児童への支援の基盤整備を推進することを目的とします。

【対象者】

障害児通所施設等

資料編

第８期朝霞市障害福祉計画・第４期朝霞市障害児福祉計画
令和９（2027）年３月

発行：朝霞市
編集：福祉部障害福祉課
〒351-8501
埼玉県朝霞市本町 1-1-1
電話：(048) 463－1111（代表）
ＦＡＸ：(048) 463－1025
ホームページ https://www.city.asaka.lg.jp/